

こ支虐第466号
令和6年12月26日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について

令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童相談所長が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護時の司法審査」制度が導入され、令和7年6月1日の施行を予定している。

本制度の導入に当たっては、児童相談所における円滑な対応に資するために、制度の趣旨・目的、法令上新たに規定された一時保護の要件の詳細（各要件の趣旨・想定事例等）、一時保護状の請求手続に係る具体的な事務等を示す観点から、別添のとおり、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」を策定したので、内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

本マニュアルについては、最高裁事務総局から各下級裁判所に周知される予定であることを申し添える。